

研 修 会 実 施 要 領

(目 的)

第1条 この実施要領は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）の行う火災共済事業及び総合共済事業の維持・発展及び普及促進を図るとともに、勤労者が各種研修会及び研修体験を通じて知識及び教養を高めることを目的とする。

(研修会)

第2条 研修会は、国内研修会及び海外研修会とする。

(海外研修会)

第3条 海外研修会は、公的機関の主催する視察団等への参加及びこの法人が派遣団を編成する視察団への参加とする。

2 海外研修会の内容については、理事会の承認を得た上で、研修企画の目的を明確にして参加者を募集し、勤労者の知識及び教養を高め福祉推進に通じるものとする。

3 参加者に対し費用の一部を補助する。

(疑 義)

第4条 この実施要領に疑義を生じたときは、理事会の決議により決定する。

(改 廃)

第5条 この実施要領の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この実施要領は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。